

へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業について

へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業には、「1 医師等派遣事業」及び「2 心臓検診事業」がある。（経費の範囲等の詳細は、以下のとおり）

なお、対象となるのは、それぞれ以下の事業とする。

- ・「1 医師等派遣事業」：当該事業のための経費が20万円以上の事業
- ・「2 心臓検診事業」：当該事業のための経費が6万円以上の事業

1 医師等派遣事業

(1) 補助対象となる経費の範囲

- ①学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第8条の規定に基づく健康相談及び同法第13条第1項の規定に基づく健康診断を行う場合における医師及び歯科医師の派遣に必要な謝金及び旅費
 - ②学校保健安全法第6条第2項及び第3項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第2項及び第3項の規定に基づく学校給食の衛生管理のために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費
- ※委託料として支出する場合であっても、上記経費相当分を明確に区分して算出できるのであれば、当該経費相当分の額を補助対象経費として差し支えないこと。

(2) 補助対象となるへき地学校

補助対象となるへき地学校は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により、指定されたへき地学校（級数は問わない。）であること。ただし、医療機関（薬剤師を派遣する事業にあつては「薬剤師の住所」とする。以下同じ。）までの距離（当該学校から医療機関までの距離のうち交通機関のない部分（海上による交通を常態とする場合を含む。）の距離についてはその距離に1を、交通機関のある部分の距離についてはその距離に0.5をそれぞれ乗じて計算した距離の合計）が約4km以上あるものに限る。

※ 補助対象となるへき地学校には、へき地学校に準ずる学校及び共同調理場は含まれない。

(3) 補助限度額

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（昭和53年6月19日文科大臣裁定。以下「要綱」という。）別表で定める「別に通知する額」（補助限度額）は、下表の派遣費及び派遣人員・回数により算出した額に補助率1/2を乗じた額とする。

【派遣費】

区分	医師	歯科医師	薬剤師
謝金	46,000円	46,000円	36,000円
旅費	6,000円	6,000円	6,000円

【派遣人員・回数】

区 分	医 師		歯科医師		薬剤師	
	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数
児童生徒が 100 人未満の 学校	3 人	1 回	1 人	1 回	1 人	1 回
児童生徒が 100 人以上 200 人未満の学校	3 人	2 回	1 人	2 回	1 人	2 回
児童生徒が 200 人以上	3 人	3 回	1 人	3 回	1 人	3 回

参考 限度額の算出例

- ・児童生徒が 100 人未満の学校における医師の派遣の限度額
 $(46,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 1回 \times 1 / 2 = 78,000円$
 $(46,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 1回 \times 1 / 2 = 52,000円$
- ・児童生徒が 200 人以上の学校における医師の派遣の限度額
 $(46,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 3回 \times 1 / 2 = 234,000円$
 $(46,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 3回 \times 1 / 2 = 156,000円$

2 心臓検診事業

(1) 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、へき地学校等の小学校第 1 学年及び第 4 学年並びに中学校第 1 学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業の実施に要する、専門医、技術者等の派遣に必要な経費、児童生徒の移動に必要な経費（交通費）、心電図検査料及び心電計搬入に必要な経費であること。

(2) 補助対象となるへき地学校等

補助対象となるへき地学校等は、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 5 条の 2 の規定により指定されたへき地学校（級数は問わない。）及びへき地学校に準ずる学校であること。

(3) 文部科学大臣が定める額

要綱別表で定める「文部科学大臣が定める額」は、「2,260円」であること。なお、2,260円は、1人当たりの補助金額の上限であること。

要保護児童生徒援助費（医療費）の取り扱いについて

●対象疾病（学校保健法施行令第7条）

①トラコーマ及び結膜炎

流行性角結膜炎，咽頭結膜炎（プール熱），急性出血性結膜炎，細菌性結膜炎，淋菌性結膜炎，封入体結膜炎，ウィルス性結膜炎など。（アレルギー性結膜炎は対象外。）

②白癬、疥癬及び膿痂疹

頭部白癬，顔面秕糠状白癬，体部白癬，水疱性斑状白癬，汗疱状白癬（みずむし），爪白癬，疥癬，伝染性膿痂疹など。

③中耳炎

急性中耳炎，慢性中耳炎，滲出性中耳炎，乳様突起炎を伴う中耳炎など。

④慢性副鼻腔炎及びアデノイド

慢性副鼻腔炎，アデノイドなど。（急性副鼻腔炎，アレルギー性副鼻腔炎は対象外）

⑤齲歯

保険診療で対象となる治療。（齲歯の治療と衛生指導料などが一体のものは、衛生指導料も対象。ここで言う「一体」とは、齲歯の治療を行なうには、衛生指導などを伴わないと治療行為を行なわない歯科医院のケースを想定しており、積極的に衛生指導料を認める訳ではありません。そのため、基本的には衛生指導料は対象外。）

⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

回虫症，十二指腸虫症，蟯虫症，フィラリア症，肺吸虫症，肝吸虫症，日本住血吸虫症，条虫症，アニサキス症，トキソプラズマ症など。

一般的な取り扱い

- 国庫補助の対象となる疾病は、児童・生徒の健康の保持増進に大きな影響があることはもちろんのこと、伝染性のある疾病や学習に支障が生じる疾病のうち、児童・生徒が比較的良く罹りやすく、「早期発見、早期治療」が有効な疾病である。

なお、アトピー性皮膚炎などは、治療方法が確立されていないことや、予算措置が困難であることから、国庫補助の対象としていない。

- 国庫補助の対象となるのは、保険診療で対象となる治療方法とする。

- 院外処方箋料は、補助対象となる。

- 入院費は、補助対象となる。

ただし、長期入院となるような重症のものであって、生活保護の実施機関が入院を必要と認めた要保護児童生徒については、入院時以降における医療費について、地方公共団体は、生活保護の実施機関と連絡をとり、生活保護法による医療扶助の申請を行うよう措置すること。

また、入院時の食事代も、補助対象となる。(栄養バランスの良い食事を取ることによって、早期治癒を促す食事療法であるという観点から、補助対象としている。)



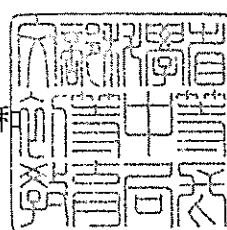
29文科初第984号

平成29年10月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和



(印影印刷)

学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて

学校給食費を含む就学援助費等の取扱いについては、「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」（昭和39年2月3日付け文初財第21号）等においては、「学校長が保護者の代理者として給与費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」等としています。

一方、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、学校給食の安定的な実施のため、学校給食費に係る就学援助等について、保護者に委任状を求めることなく実施できないかという提案がありました。

については、従前の取扱いを変更するものではありませんが、学校現場における業務改善の取組を強く推進していくことが求められている中、今回の提案も踏まえ、学校給食費に係る就学援助費等の金銭給付以外の取扱いについて下記のとおり改めて整理し、通知します。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し本通知を周知するとともに、学校給食及び就学援助が一層適切に実施されるよう指導願います。

記

第1 就学援助費における取扱いについて

- 1 学校給食費に係る就学援助費については、金銭給付ではなく、学校給食そのものを現物給付として提供し、又は保護者から徴収する学校給食費を就学援助を受けない保護者より低額に設定し負担させることも可能であること。
- 2 1の方法による就学援助費は、地方公共団体が保護者に金銭として給付するものではないことから、校長が就学援助費を代理受領することにならず、保護者の委任状を要しないこと。

- 3 1の方法による就学援助に要する経費についても、学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する国の補助の対象となること。
- 4 1の方法による就学援助に要する経費を他の保護者から徴収する学校給食費で賄うことは不適切であり、必ず地方公共団体において必要な財源を確保するとともに、保護者や児童生徒に就学援助を受けない保護者から徴収する学校給食費が財源であるとの誤解が生じないように留意すること。
- 5 4のほか、就学援助の実施に当たり、児童生徒に卑屈感や劣等感を抱かせることのないよう細心の注意を払うこと。

第2 特別支援教育就学奨励費における取扱いについて

学校給食費を含む特別支援教育就学奨励費については、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第3条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第157号）第4条等の規定に基づき、経費の支給を受ける保護者等が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合には、保護者からの委任状を要せず、現物をもって支給することができること。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
（本通知全般及び第1について）
健康教育・食育課 庶務・助成係
TEL：03-5253-4111（内線2693）
E-mail：kenshoku@mext.go.jp
（第2について）
特別支援教育課 庶務係
TEL：03-5253-4111（内線2430）
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

事務連絡
令和6年5月28日

各都道府県教育委員会医療費援助主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく医療費援助に係る
マイナンバー法への対応に関する質疑応答集の改訂について

デジタル庁において、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第1.1版】」（以下、「横断的ガイドライン」という。）を改訂した【第2.0版】（令和6年5月22日デジタル庁）が策定され、自治体を含むマイナンバー登録事務を行う機関に周知されたところです。今回の改訂においては、総点終了後の通常業務における定期的なマイナンバーの確認等に係る作業等に係る記載が整理されていますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により同法別表が整理され、それに伴って主務省令の改正も行われたところです。これらの関係法令の改正と横断的ガイドラインの改訂を踏まえ、「学校保健安全法に基づく医療費援助に係る行政手続におけるマイナンバー法への対応に関する質疑応答集」についても、別添のとおり改訂しました。

については、引き続き、横断的ガイドラインや同質疑応答集を踏まえた適切な事務処理を行っていただくとともに、域内の市町村等教育委員会にも周知いただくよう、よろしく申し上げます。

【別添資料】

資料1：学校保健安全法に基づく医療費援助に係る行政手続におけるマイナンバー法への対応に関する質疑応答集

資料2：マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】（令和6年5月22日デジタル庁）

【質疑応答集の改訂箇所】

- ・問11、問13 更新時などの本人確認の際のマイナンバーの確認等について横断的ガイドライン「3 通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底」の内容を踏まえ追記
- ・問15及び問16を追加
- ・別添2（本人の状況を確認する機会のない事務における確認対象データの選定）を追加。
- ・その他、関係法令改正及び横断的ガイドライン改訂に合わせ、引用元を修正

[本件問合せ先]

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 庶務・助成係

電 話：03-5253-4111（内線）2692・2693

E-mail：kenshoku@mext.go.jp

学校保健安全法に基づく医療費援助に係るマイナンバー法への対応に関する質疑応答集

【総論】

問1 学校保健安全法に基づく医療費援助について、マイナンバー法への対応はどのようなことが必要か。

【利用する事務】

問2 学校保健安全法に基づく医療費援助関係でマイナンバーの利用が可能な事務は何か。

【情報照会】

問3 学校保健安全法第24条の規定による医療費援助に関する事務について、マイナンバー法に基づく情報連携において、情報照会者としてどのような特定個人情報の提供を求めることになるのか。

問4 地方税関係情報を取得する際に、注意すべき点はあるか。

問5 地方税関係情報の照会を行う際に必要な本人の同意は、毎年度得る必要があるか。

【情報提供】

問6 学校保健安全法に基づく医療費援助に関する情報について、マイナンバー法に基づき情報提供を行う必要がある事務や関係する特定個人情報は何か。

問7 情報提供すべき「援助の実施に関する情報」とは具体的にどのような情報を指すのか。

問8 「援助の実施に関する情報」は、保護者、児童生徒いずれのマイナンバーに紐付けるべきか。

問9 独自利用事務として学用品費等や学校給食費に係る就学援助に関する事務の処理に当たりマイナンバーを利用することとした場合、それらの援助費についてもマイナンバー法第19条第8号及び第9号の規定による情報提供の対象となるのか。

問10 副本登録は、どの時点で行う必要があるのか。

【マイナンバーの取得】

問11 就学援助の申請時に、申請書類にマイナンバーの記載を求めるべきか。

問12 就学援助の申請において、本人がマイナンバーの記載を明示的に拒否する場合は、申請を受理しないこととすべきか。

問13 前年度から引き続き認定を行う場合等、過去にマイナンバーを取得している場合、新たな認定や支給に際し、マイナンバーの提供や本人確認が改めて必要となるのか。

問14 本市においては、就学援助の認定は、学校保健安全法第24条の規定に基づく医療費援助と、学用品費等や学校給食費に係る援助を分けずに一つのものとして行っている。また、後者についてマイナンバー法第9条第2項の規定に基づく独自利用事務にもしていない。この場合、保護者よりマイナンバーの提供を求めることは、後者の援助の認定として同法第20条（収集等の制限）の規定に抵触することとなり、申請を分けて行わせる必要が生じるのか。

問15 学校保健安全法第24条の規定に基づく医療費援助に係る事務は、通常業務における定期的なマイナンバーの確認をどのように行えばいいのか。

問16 通常業務における定期的なマイナンバーの確認は、どのようなスケジュールで行うのか。

【別添資料】

別添1 地方税関係情報の提供を受ける際の同意書の参考例

別添2 本人の状況を確認する機会のない事務における確認対象データの選定

(注)

本質疑応答集において以下の用語は、以下の定義による。

- ・「マイナンバー法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・「マイナンバー法施行規則」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）
- ・「別表主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第7号）
- ・「情報連携主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

- ・「横断的ガイドライン」…マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】（令和6年5月22日デジタル庁）
- ・「マイナンバー」…マイナンバー法第2条第5項に規定する「個人番号」
- ・「本人」…マイナンバー法第2条第6項に規定する「本人」
- ・「特定個人情報」…マイナンバー法第2条第8号に規定する「特定個人情報」
- ・「独自利用事務」…マイナンバー法第9条第2項の規定により条例で定める事務
- ・「情報照会者」…マイナンバー法第19条第8号に規定する「情報照会者」
- ・「情報提供者」…マイナンバー法第19条第8号に規定する「情報提供者」

※以下の各設問中、「参考法令等」は主なものを記載

【総論】

問1 学校保健安全法に基づく医療費援助について、マイナンバー法への対応はどのようなことが必要か。

(答)

医療費援助の事務処理に関しては、行政運営の効率化・手続の簡素化による負担軽減等を目的とした、マイナンバー法の趣旨に則った対応を行う必要がある。また、基本的に、添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携（※）を活用して事務処理を行うことから、情報連携において、情報提供者はその保有する特定個人情報を情報照会者に提供するため、あらかじめ中間サーバ等に「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針【第4.11版】（デジタルPMOに掲載）」（以下「共通指針」という。）に準拠した情報を当該特定個人情報の副本データベースとして登録するためにも、マイナンバーと本人情報を紐付けておく必要がある。

特に、情報提供に関しては、問6や問10を踏まえた対応を適切に行うこと。

※行政機関等同士が専用のネットワークシステム（情報提供ネットワークシステム）を用いて、行政手続に必要な情報をやり取りすること。

（参考法令等：横断的ガイドライン「2-1 総論」）

【利用する事務】

問2 学校保健安全法に基づく医療費援助関係でマイナンバーの利用が可能な事務は何か。

(答)

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会は、マイナンバー法第9条第1項等の規定により、学校保健安全法に基づく医療費援助に関する事務のうち、以下の2つのものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

なお、マイナンバーの利用にあたっては、本人や代理人からマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことや、本人のマイナンバーを特定するために、住基ネット照会又は住基システム照会を行う場合についても、基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所をいう。以下同じ。)又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うなど、マイナンバーと本人情報の紐付け誤りが生じないように留意すること。

(利用可能事務)

- ・ 援助の対象となる者の認定に関する事務
- ・ 医療費の支給に関する事務

また、医療費以外の学用品費等や学校給食費に係る就学援助に関する事務については、マイナンバー法第9条第2項の規定により、条例で定めることで、その処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

(参考法令等：マイナンバー法第9条第1項及び第2項、同別表の40の項、別表主務省令第23条、横断的ガイドライン「2 マイナンバー登録事務」)

【情報照会】

問3 学校保健安全法第24条の規定による医療費援助に関する事務について、マイナンバー法に基づく情報連携において、情報照会者としてどのような特定個人情報の提供を求めることになるのか。

(答)

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会は、学校保健安全法第24条の規定による医療費援助の対象となる者の認定に関する事務を行う場合において、下表のとおり、その事務を処理するために必要な同条の保護者又は当該保護者との世帯に属する者に係る特定個人情報の提供を情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供者に対し求めることとなる。

なお、下表の特定個人情報の詳細は、デジタル庁のwebサイト「デジタルPMO」に掲載されている最新のデータ標準レイアウトにおいて確認すること。

特定個人情報	情報提供者
生活保護関係情報 ※生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）
地方税関係情報 ※道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）又は市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報	市町村長
住民票関係情報 ※住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項	市町村長

(参考法令等：マイナンバー法第19条第8号、情報連携主務省令第2条の表63の項、第65条)

問4 地方税関係情報を取得する際に、注意すべき点はあるか。

(答)

地方税関係情報の提供を受けるには、地方税法に基づく守秘義務との関係上、提供に係る学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務においては、申請時等に以下の点に留意し、本人の同意をとることが必要となる。

- ・取得する地方税関係情報の利用目的を明示した上で同意をとること。
- ・地方税関係情報が必要となる者すべての同意をとること。
- ・同意する者は、自ら署名を行うこと。（ただし、未成年者に係る同意については、親権者等の法定代理人が署名することになる。）
- ・法定代理人以外の代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

については、各教育委員会において、別添1の例を参考として別途同意書を提出させることや、

関係教育委員会規則等を改正し申請様式を改正すること等の所要の措置を講じられたい。

なお、所得証明書の提出が不要となる代わりに本人の同意が必要となること等について、保護者等の理解が得られるよう、ホームページやパンフレットによる事前広報や申請窓口での説明等を行うよう留意されたい。

問5 地方税関係情報の照会を行う際に必要な本人の同意は、毎年度得る必要があるか。

(答)

本人から受領した同意書により、情報連携に係る照会について複数年度にわたり同意していることが明らかである場合については、毎年度同意書をとる必要はない。

【情報提供】

問6 学校保健安全法に基づく医療費援助に関する情報について、マイナンバー法に基づき情報提供を行う必要がある事務や特定個人情報とは何か。

(答)

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会は、マイナンバー法により、学校保健安全法第24条の規定による医療費援助に関する情報について、下表のとおり、当該特定個人情報を提供しなければならない。

問1に記載の通り、基本的に、添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことから、情報連携において、情報提供者はその保有する特定個人情報を情報照会者に提供するため、あらかじめ中間サーバ等に、共通指針や副本登録実施要領に準拠した情報を当該特定個人情報の副本データベースとして登録しておくこと。

なお、副本データベースの登録や情報提供については、自治体内のマイナンバー制度主管部局において対応している場合もあることから、日頃からこのような部署と連絡を取り合うなど、対応状況の共有等にも留意すること。

情報照会者	事務	特定個人情報
都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務のうち以下のもの (1) 同法第19条第1項の保護の実施に関する事務 (2) 同法第24条第1項の保護の開始又は同法第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同法第2項の職権による保護の変更に関する事務 (4) 同法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 (6) 同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者又は同法第1項の被保護者であった者に係る援助の実施に関する情報
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項の支援給付等の支給に関する事務のうち以下のもの (1) 支給の実施に関する事務 (2) 開始又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 職権による開始又は職権による変更に関する事務 (4) 停止又は廃止に関する事務 (5) 費用の返還に関する事務 (6) 徴収金の徴収に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付等の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る援助の実施に関する情報
	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局通知)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)	生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同法第1項の被保護者であった者に準ずる者に係る援

	<p>であって生活に困窮する者に係る生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務のうち以下のもの</p> <p>(1) 同法第 19 条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 同法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第 9 項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 同法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 同法第 26 条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 同法第 63 条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(6) 同法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>助の実施に関する情報</p>
--	--	-------------------

(参考法令等：マイナンバー法第 19 条第 8 号、同第 22 条、情報連携主務省令第 2 条の表 42 の項、125 の項及び 161 の項、同省令第 44 条、同省令第 127 条、同省令第 162 条、横断的ガイドライン「2-1 総論」・「6 副本登録」)

問 7 情報提供すべき「援助の実施に関する情報」とは具体的にどのような情報を指すのか。

(答)

マイナンバー法に基づき情報提供すべき「援助の実施に関する情報」は、具体的には、下表のとおりである。

データ項目 (データ標準レイアウトにおける説明)	具体的な内容
医療費額(児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、治療を学校長に指示された場合の医療費額を指定する)	学校保健安全法第 24 条の規定による <u>医療費に係る援助額</u>
支給年月日(上記の医療費額の支給年月日を指定する)	原則として <u>医療機関への支払年月日</u> ※支払事務を学校に委任等しており、 <u>支払年月日の特定が事務負担上困難な場合には、相当する日(予算の令達日等)で差し支えない。</u>
受診年月日(上記の医療費額の受診年月日を指定する)	当該医療費額に関する <u>初診日</u>
認定年月日(要保護者に準ずる程度に困窮している者として認定された年月日を指定する)	準要保護者としての認定年月日 (<u>医療費額が生じた認定年度に係る直接の認定年月日</u>) 例：小 1 から引き続き認定されている小 6 について登録する場合、原則として、小 1 ではなく、小 6 の認定の年月日を入力する。
解除年月日 (要保護者に準ずる程度に困窮している者としての認定を解除された年月日を指定する)	「認定年月日」に対応する準要保護者としての認定を解除した年月日 ※「認定年月日」の入力をした者について、入力する。

なお、上表の「認定」又は「解除」は、就学援助の実施主体ごとに判断すること。(例えば、仮に引き続き認定されたとしても、A 市の学校から B 市の学校に 10 月 1 日に転校した場合、A 市

としての就学援助の認定は9月30日以前に「解除」となり、10月1日以降に新たにB市において「認定」されたものとして入力する。）

問8 「援助の実施に関する情報」は、保護者、児童生徒いずれのマイナンバーに紐付けるべきか。

(答)

児童生徒に紐付けるべきである。これは、医療費援助の被援助者は保護者ではあるものの、医療費自体は、児童生徒ごとに生じるものであり、その援助費についても当該児童生徒ごとに把握することが適切と考えられるためである。(これまで保護者に紐付けて登録していたものについて敢えて登録をし直す必要はないが、今後、新規に登録するものについては、児童生徒に紐付けることとされたい。)

問9 独自利用事務として学用品費等や学校給食費に係る就学援助に関する事務の処理に当たりマイナンバーを利用することとした場合、それらの援助費についてもマイナンバー法第19条第8号及び第9号の規定による情報提供の対象となるのか。

(答)

マイナンバー第19条第8号及び第9号の規定による情報提供の対象は、マイナンバー法別表第二の第4欄に掲げるものに限られるため、仮に独自利用事務として、学用品費等や学校給食費に対する就学援助に関する事務の処理に関してマイナンバーを利用することとしたとしても、それらの援助費については、当該情報提供の対象にはならない。

(参考法令：マイナンバー法第9条第2項、同第19条第8号及び9号)

問10 副本登録は、どの時点で行う必要があるのか。

(答)

副本登録は、支払が複数回に分かれる場合を含め、原則として、医療機関への支払の都度行われたい。

なお、副本登録は、医療費援助の実績が生じた場合に行うものであり、それが生じない限り、行う必要はない。

(参考法令等：横断的ガイドライン「6 副本登録」)

【マイナンバーの取得】

問 11 就学援助の申請時に、申請書類にマイナンバーの記載を求めるべきか。

(答)

マイナンバーを利用した事務処理を行う際に、誤ったマイナンバーと本人情報を紐付けることを防ぐためには、本人や代理人からマイナンバーを取得することが基本的な対応となる。このため、就学援助の申請時に、申請書類にマイナンバーの記載を求めることが可能である場合は、そのような対応が望ましい。申請書類にマイナンバーの記載を求めない場合は、医療券を交付する際の本人確認時にマイナンバーの提出を求めるなどの対応も考えられる。

また、本人や代理人からマイナンバーの提供を受ける場合には、紐付け誤りやなりすましの防止のため、提供されたマイナンバーの真正性の確認及びマイナンバーを提供する者の身元(本人)確認による本人確認を行うこと。

なお、本人からマイナンバーの提出を求めず、マイナンバー利用事務実施者が住基ネット照会を行いマイナンバーを取得する際には、基本4情報を用いた照会を行うなど、誤ったマイナンバーを取得しないよう留意すること。

前年度から引き続き認定を行う場合においても、改めて本人からマイナンバーを取得する、申請書類に記載の基本4情報等を用いた住基ネット照会又は住基システム照会を行うなどし、正しいと確認されたマイナンバーと業務システム等に登録されているマイナンバーを比較し、業務システム等に正しいマイナンバーが登録されているかを確認すること。正しいと確認されたマイナンバーと業務システム等に登録されたマイナンバーが異なる場合は、業務システム等に記録されているマイナンバー及び基本4情報を修正・更新する。

(参考法令等：マイナンバー法第16条、横断的ガイドライン「2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化」・「2-3 本人確認の手段」・「2-4 住基ネット照会」・「2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法」・「3 通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底」)

問 12 就学援助の申請において、本人がマイナンバーの記載を明示的に拒否する場合は、申請を受理しないこととすべきか。

(答)

申請書類にマイナンバーが記載されなかった場合は、記載いただく必要性をまず説明し、補正を求めるなどの対応を取り、仮にマイナンバーカードの紛失等により保護者がマイナンバーを把握していない場合には、マイナンバーが記載された住民票の写しの交付を受けるなど、自身のマイナンバーを把握いただいた上で、申請書類に記載するよう求めることが適切である。

しかし、本人がマイナンバーの記載を明示的に拒否する場合には、マイナンバーの記載のない申請を受理することも可能であり、マイナンバーの記載がないことのみを以て申請を受理しないことのないよう、本人の状況を踏まえた対応を取らねたい。

なお、情報の提供に際し、本人がマイナンバーの記載を明示的に拒否する場合においても、マイナンバー利用事務実施者が住基ネット照会又は住基システム照会を行いマイナンバーを取得し、副本の登録更新等の内部管理の事務に当該マイナンバーを利用することは可能である。

問 13 前年度から引き続く認定を行う場合等、過去にマイナンバーを取得している場合、新たな認定や支給に際し、マイナンバーの提供や本人確認が改めて必要となるのか。

(答)

過去にマイナンバーを取得し、適切に保管している場合、新たな認定や支給に際し、既に保有しているマイナンバーを利用して差し支えない。ただし、この場合も、申請書類に記載の基本4情報等を用いてマイナンバーの変更がないことを住基ネット照会又は住基システム照会を行い、確認することが望ましい。その上で、正しいと確認されたマイナンバー正しいと確認されたマイナンバーと業務システム等に登録されているマイナンバーを比較し、業務システム等に正しいマイナンバーが登録されているかを確認する。正しいと確認されたマイナンバーと業務システム等に登録されたマイナンバーが異なる場合は、業務システム等に記録されているマイナンバー及び基本4情報を修正・更新する。

(参考法令等：横断的ガイドライン「3 通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底」)

問 14 本市においては、就学援助の認定は、学校保健安全法第24条の規定に基づく医療費援助と、学用品費等や学校給食費に係る援助を分けずに一つのものとして行っている。また、後者についてマイナンバー法第9条第2項の規定に基づく独自利用事務にもしていない。この場合、保護者よりマイナンバーの提供を求めることは、後者の援助の認定として同法第20条(収集等の制限)の規定に抵触することとなり、申請を分けて行わせる必要が生じるのか。

(答)

就学援助の認定に関する事務は、一般的に、学校保健安全法第24条の規定による医療費援助の認定と学用品費等や学校給食費に係る援助の認定を区別せず、両者を一体として行われているが、後者の認定の意義を兼ねていたとしても、前者の認定の意義を一体として備えている場合には、保護者よりマイナンバーの提供を求めたとしても、マイナンバー法第20条の規定に抵触せず、申請を分けて行わせる必要は生じない。

問 15 学校保健安全法第24条の規定に基づく医療費援助に係る事務は、通常業務における定期的なマイナンバーの確認をどのように行えばいいのか。

(答)

学校保健安全法第24条の規定に基づく医療費援助は、多くの場合、毎年度援助対象者が異なることが想定されるため、横断的ガイドライン別表において、「本人の状況を確認する機会のない事務」と整理されている。このため、横断的ガイドライン「3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認」に、「本確認作業を実施しないこととして差し支えない」と記載されているデータを除いては、通常業務においてマイナンバーの確認を実施することとする。なお、横断的ガイドラインを参考に、通常の業務において確認を行うべき対象データを選定するためのフロー図(別添2)を作成しているため、当該資料も用いて、確認漏れがないよう対応を行うこと。

また、具体的な確認手順については、横断的ガイドラインを参照すること。

(参考法令等：横断的ガイドライン「3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認」)

問 16 通常業務における定期的なマイナンバーの確認は、どのようなスケジュールで行うのか。

(答)

横断的ガイドライン【第 2.0 版】の発出日（令和 6 年 5 月 22 日）から 1 年程度を目安に完了することを推奨する。

また、通常業務における定期的なマイナンバーの確認作業は、過去に申請されたデータについて確認を行うものであるため、1 回行うことでよい。なお、確認作業の対象となるデータは、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲とする。

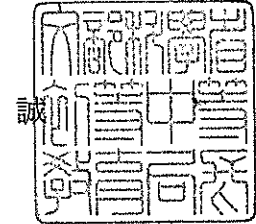
(参考法令等：横断的ガイドライン「3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認」)



28文科初第1233号
平成28年12月14日

各都道府県教育委員会教育長
殿
関係各団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

叙勲及び褒章の推薦手続について（通知）

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲及び褒章の推薦手続については，平成29年秋以降，下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 選考の対象

(1) 叙勲対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，年齢70歳以上の者であること。

- ① 学校保健，学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で，関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師にあつては，業務歴が40年以上の者

なお，次の各号に掲げる者は，上記に該当するとしても，対象としないこと。

- ① 国民感情にそぐわない者
- ② 戦前だけの功績の者
- ③ 前叙から7年を経過しない者
- ④ 褒章（紅綬褒章，紺綬褒章，災害救助活動による緑綬褒章及びオリンピック等における紫綬褒章を除く。）受章者であつて，受章後5年を経過しない者（病氣等特別の事情がある場合を除く。）

(2) 褒章対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 藍綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として，おおむね20年以上在職し，その功績特に顕著な者

② 黄綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として，業務に精励し，他の模範となる技術や事績を有する者

③ 緑綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食の分野において，自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）におおむね20年以上従事している者又は10年以上従事し，活動内容が特に優れている者のいずれかであって，かつ，ボランティア活動により文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

なお，上記に該当するとしても，（1）なお書きの①又は②に該当する者は対象としない。

2 提出期限（ただし，別途健康教育・食育課より連絡がある場合はこの限りではない。）

（1）叙勲関係

① 春の叙勲（4月29日発令）

前年の7月中旬まで

② 秋の叙勲（11月3日発令）

当該年の1月上旬まで

（2）褒章関係

① 春の褒章（4月29日発令）

前年の7月中旬まで

② 秋の褒章（11月3日発令）

当該年の1月上旬まで

3 その他

（1）推薦に当たって必要な書類は，健康教育・食育課が別途連絡するところにより，同課に提出すること。

（2）書類提出後，候補者の死亡等が生じた場合は，速やかに健康教育・食育課へ連絡すること。

（3）候補者の推薦は，叙勲又は褒章の時期ごとに行うため，既に書類提出した者で叙勲又は褒章漏れとなっている者を再度次期以降候補者とする場合は，改めて書類を提出すること。

（4）叙勲候補者の推薦は，主たる功労に係る省庁等から行うこととなっているため，複数の経歴を有している場合については，必ず関係部局等と調整を行った上で書類を提出すること。

（5）団体として初めて推薦を行うなど，事前調整が必要な場合には，上記2の提出期限の1か月前までに，健康教育・食育課に相談の上，必要書類を提出すること。

【本件照会先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 庶務・助成係
TEL：03-6734-2692
FAX：03-6734-3794
E-mail：kenshoku@mext.go.jp